

栃木県公報

平成30(2018)年 12月18日(火) 号 外 第 63 号

目	次

条 例

木 1/3	
○とちぎの子ども·子育て支援条例の制定····································	3
○栃木県部設置条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
○栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	8
○栃木県手数料条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
○栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の	
一部改正	17
○栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	17
○栃木県建築基準条例の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
○栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
○栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

本号で公布された条例のあらまし

◇とちぎの子ども・子育て支援条例の制定(栃木県条例第39号)

子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義(第2条関係)

この条例における「子ども」、「保護者」、「子ども・子育て支援」及び「子ども・子育て支援機関等」 の意義を定めることとしました。

2 基本理念(第3条関係)

子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならないこととしました。

- (1) 子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
- (2) 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
- (3) 県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協力の下に社会全体で取り組むこと。
- (4) 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。
- 3 県の責務及び県と市町村との協力
 - (1) 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとしました。 (第4条関係)
 - (2) 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとすることとしました。 (第5条関係)
- 4 保護者等の責務
 - (1) 保護者は、子育てについての第一義的責任を有することを認識し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとすることとしました。 (第6条関係)
 - (2) 子ども・子育て支援機関等は、子ども・子育て支援を積極的に推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第7条関係)
 - (3) 事業者は、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。 (第8条関係)
 - (4) 県民は、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めるとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとすることとしました。(第9条関係)

5 基本計画(第10条関係)

知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定めるものとすることとしました。

6 とちぎの子ども育成憲章(第11条関係)

知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎの子ども育成憲章を定めるものとすることとしました。

- 7 子ども・子育て支援に関する基本的施策
 - (1) 子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成(第12条関係)
 - (2) 結婚の支援等(第13条関係)
 - (3) 母子保健医療体制の充実等(第14条関係)
 - (4) 地域における子育て等の支援(第15条関係)
 - (5) 教育環境等の整備(第16条関係)
 - (6) 生活環境の整備(第17条関係)
 - (7) 職業生活と家庭生活との両立支援(第18条関係)
 - (8) 困難を有する子ども等及び家庭への支援(第19条関係)
 - (9) 家庭の日 (第20条関係)
 - (10) 財政上の措置(第21条関係)
- 8 施行期日等
 - (1) この条例は、平成31 (2019) 年1月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
 - (3) 栃木県青少年健全育成条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県部設置条例の一部改正 (栃木県条例第40号)

- 1 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を一体的に推進するため、平成31 (2019) 年4月1日から平成35 (2023) 年3月31日までの間、国体・障害者スポーツ大会局を設置することとしました。 (附則第21項及び第22項関係)
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。
- ◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正(栃木県条例第41号)
- 1 栃木県権限移譲基本方針に基づき、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村が処理することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。(以上別表第1関係)
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇栃木県手数料条例の一部改正(栃木県条例第42号)
- 1 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(別表第1関係)
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。
- ◇栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条例の一部改正 (栃木県条例第43号)
- 1 産業競争力強化法の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。(第3条関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- ◇栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正(栃木県条例第44号)

栃木県総合運動公園に有料公園施設を設置することに伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 栃木県都市公園条例関係
 - (1) 栃木県総合運動公園に新たに設置される武道館並びに武道館の会議室等、附属設備及び備品の使用料の額を定めることとしました。(別表第1関係)
 - (2) 所要の規定の整備をすることとしました。
- 2 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例関係

栃木県体育館の武道館の競技場を廃止するため、所要の規定の整備をすることとしました。 (第3条及び 別表関係)

3 この条例は、平成31 (2019) 年11月1日から施行することとしました。ただし、2は、規則で定める日か

(3)

ら施行することとしました。 **◇栃木県建築基準条例の一部改正**(栃木県条例第45号)

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、建築物の一部を車庫等の用途に供する場合における防火区画を要しないこととしました。(第39条関係)
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例の廃止(栃木県条例第46号)

- 1 栃木県障害者保養センター那珂川苑を廃止するため、栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条 例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31(2019)年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例の廃止(栃木県条例第47号)

- 1 栃木県交通安全教育センターを廃止するため、栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成31 (2019) 年4月1日から施行することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 とちぎの子ども・子育て支援条例
- 二 栃木県部設置条例の一部を改正する条例
- 三 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 四 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- る条例の一部を改正する条例 五 栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関す
- 例
 大
 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条
- 七 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例
- 八 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止する条例
- 平成三十年十二月十八日九 栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止する条例

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第三十九号

とちぎの子ども・子育て支援条例

目狹

前文

第一章 総則 (第一条—第九条)

第二章 基本計画 (第十条)

第三章 とちぎの子ども育成憲章 (第十一条)

第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策(第十二条―第二十一条)

温宝

ある。やかに生まれ、育ち、豊かな人生を送ることができる地域社会の実現は、全ての県民の願いで子どもは、一人一人がかけがえのない存在であり、次代を担う社会の宝である。子どもが健

化や地域社会における人間関係の希薄化などを背景として、家庭や地域の子どもを育てる力のしかしながら、近年、未婚化や晩婚化などにより急速に少子化が進行するとともに、核家族

低下、子育て家庭の孤立化、児童虐待の増加などの様々な問題が生じている。

じて切れ目なく支援する取組を一層進めていく必要がある。接に関する理解を深め、関係者の相互の連携の下、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応かに成長することができる地域社会の実現を図るためには、県民一人一人が子ども・子育て支こうした状況の中、県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子どもが健や

例を制定する。ここに、私たちは、子ども・子育て支援について県を挙げて取り組むことを決意し、この条

第一章 総則

(回約)

現に寄与することを目的とする。 もを生み、育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長することができる地域社会の実子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が安心して子どにするとともに、子ども・子育て支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、第一条 この条例は、子ども・子育て支援に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らか

(浜業)

- る。第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ
 - 一子ども おおむな十八歳未満の者をいう。
 - 二 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
 - が健やかに成長することができる地域社会の実現に向けた全ての取組をいう。三 子ども・子育て支援 県民が安心して子どもを生み、育てることができ、かつ、子ども
 - (基本理念)四 子ども・子育て支援機関等 子ども・子育て支援を行う機関及び団体をいう。
- た。 第三条 子ども・子育て支援は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならな
 - 一子どもの権利を保障し、その最善の利益を考慮すること。
 - 二 結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて切れ目なく支援を行うこと。
 - 力の下に社会全体で取り組むこと。三、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業者及び県民の相互の連携及び協
 - (県の貴務)四 結婚、出産及び子育てに関する個人の価値観が尊重されるよう配慮すること。
- 接に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。 第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・子育て支

(県と市町村との協力)

果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する子ども・子育て支援に関する施策が円滑かつ効

(保護者の責務)

し、深い愛情をもって子どもを健やかに育てるものとする。第大条 保護者は、基本理念にのっとり、子育てについての第一義的責任を有することを認識

(子ども・子育て支援機関等の責務)

う努めるものとする。推進するとともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよ第七条 子ども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援を積極的に

(事業者の直務)

第八条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業所において雇用する労働者の職業生活と家

子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。庭生活との両立が図られるよう雇用環境の整備に努めるとともに、県及び市町村が実施する

(県民の責務)

のとする。ともに、県及び市町村が実施する子ども・子育て支援に関する施策に協力するよう努めるも第九条 県民は、基本理念にのっとり、子ども・子育て支援についての理解と関心を深めると

第二章 基本計画

- る。ども・子育て支援に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとす第十条 知事は、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援に関する基本的方向
 - 1| 子ども・子育て支援に関する施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項
- 意見を聴かなければならない。3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- ら 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 とちぎの子ども育成憲章

- の子ども育成憲章(以下「育成憲章」という。)を定めるものとする。第十一条 知事は、子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針として、とちぎ
- 意見を聴かなければならない。2 知事は、育成憲章を定めようとするときは、あらかじめ、栃木県子ども・子育て審議会の
- る 知事は、育成憲章を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、育成憲章の変更について準用する。

第四章 子ども・子育て支援に関する基本的施策

(子ども・子育て支援に取り組む気運の醸成)

- (結婚の支援等)供、子ども・子育て支援の推進に寄与した者の表彰その他必要な施策を講ずるものとする。も・子育て支援に取り組む気運の醸成を図るため、子ども・子育て支援に関する情報の提第十二条 県は、子ども・子育て支援について県民の理解を深めるとともに、社会全体で子ど
- に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。第十三条 県は、市町村等と連携し、結婚を望む者が結婚することができるよう、結婚の支援
- 談、職業能力の開発の機会の提供その他必要な施策を講ずるものとする。2 県は、結婚を望む者が経済的に自立し、家庭を持つことができるよう、就業に関する相

(母子保健医療体制の充実等)

- ものとする。とともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の整備の促進その他必要な施策を講ずる対する健康診査、妊産婦に対する保健指導等の母子保健サービスの提供に対する支援を行う第十四条 県は、母子保健医療体制の充実を図るため、市町村が実施する妊産婦及び乳幼児に
- (地域における子育て等の支援) 治療に係る情報の提供、相談支援その他必要な施策を講ずるものとする。 2 県は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊
- め、保育サービスに係る情報の提供、保育サービスの提供に対する支援その他必要な施策を第十五条 県は、地域における子ども及び保護者に対する支援に係る多様な需要に対応するた

にはいさする。

する支援に携わる人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。2 県は、良質な保育サービス等の提供を確保するため、地域における子ども及び保護者に対

(教育環境等の整備)

- 供、食育の推進その他必要な施策を講ずるものとする。やかに育てることができるよう、子育ての意義及び家庭が果たす役割について学ぶ機会の提第十六条 県は、子どもが将来自立して社会生活を営み、家庭を持ち、及び子どもを生み、健
- 他必要な施策を講ずるものとする。ポーツ活動、自然体験活動及び社会体験活動に参加することができる環境の整備の促進その2 県は、子どもの健やかな成長を支援するため、地域において学習活動、文化芸術活動、ス

(生活環境の整備)

のとする。 通安全対策の推進、良好な居住環境及び地域環境の整備の促進その他必要な施策を講ずるも第十七条 県は、子ども、保護者及び妊産婦が安全に安心して生活することができるよう、交

(職業生活と家庭生活との両立支援)

度の普及その他必要な施策を講ずるものとする。第十八条 県は、保護者が職業生活と家庭生活との両立を図ることができるよう、育児休業制

(困難を有する子ども等及び家庭への支援)

の他必要な施策を講ずるものとする。立の推進を図るとともに、その家庭に対する適切な支援を行うため、相談体制の充実強化そ二十二年法律第百六十四号)第四条第二項に規定する障害児をいう。)の福祉の充実及び自第十九条 県は、経済的な困窮、虐待等の困難を有する子ども及び障害児(児童福祉法(昭和

(家庭の日)

- して、家庭の日を定める。第二十条 県は、子育てにおいて家庭が果たす役割の重要性について県民の理解を深める日と
- 2 家庭の日は、毎月第三日曜日とする。
- ず、これを免染するものとする。う。) で知事が規則で定めるものについては、当該使用料等に係る条例の規定にかかわら3 家庭の日には、県の設置した公の施設の使用料及び利用料金(以下「使用料等」とい

(財政上の措置)

必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。第二十一条 県は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施するために第二十一条

温 弦

(福行型口)

第一条 この条例は、平成三十一年一月一日から施行する。

(陸県神)

- れた基本計画とみなす。の規定により定められている県の計画は、第十条第一項から第三項までの規定により定めらで及び子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十四号)第九条第一項項、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第六十二条第一項から第五項まら第四項まで、子ども・若者育成支援推進法(平成二十一年法律第七十一号)第九条第一項から等工具、この条例の施行の際現に母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十
- 子どもの健やかな成長を促進するための県民の行動の指針を定めたものは、第十一条第一項第三条 この条例の施行の際現に定められている子どもの育成に関する県の憲章であって、

及び第二項の規定により定められた育成憲章とみなす。

(栃木県青少年健全育成条例の一部改正)

改正する。第四条 栃木県青少年健全育成条例(平成十八年栃木県条例第四十一号)の一部を次のように

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 正
 	
無十川巛 霊迷	を表彰することができる。 の活動が他の模範になると認められるもの 又は青少年、青少年が組織する団体等でそいて特に顕著な功績があると認められる者 第十三条 知事は、青少年の健全な育成につ (表彰) では、当該使用料等に係る条例の規定にかいう。)で知事が規則で定めるものについ 使用料及び利用料金(以下「使用料等」と

(こども政策課)

萨木 具 条 例 第 四 十 号

栃木県部設置条例の一部を改正する条例

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正栃木県部設置条例(平成十八年栃木県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	松 旧 福
20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	20 20 四 3 四 3
に属する事務を分掌させるため、国体・障十八条第一項の規定に基づき、知事の権限三月三十一日までの間、地方自治法第百五	

害者スポーツ大会局を置く。

<u>務)</u> (国体・障害者スポーツ大会局の分掌事

- は、次のとおりとする。 図 国体・障害者スポーツ大会局の分掌事務
 - と 第七十七回国民体育大会に関するこ
 - 関すること。 | 第二十二回全国障害者スポーツ大会に

温 宝

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(人事課)

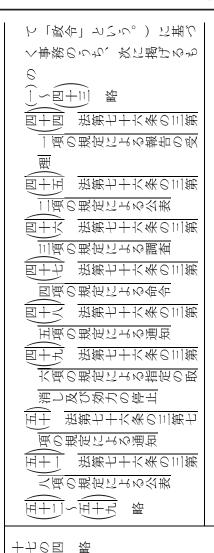
虎长⊪梁倒第四十一中

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

号)の一部を次のように改正する。 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 正 後	数 出 洭
別表第一(第二条、第三条関係)	別表第一(第二条、第三条関係)
~十1 盤	~+1 盤
第一項の規定による区域の決 矢板く事務のうち、同法第二十条 小山	第一項の規定による区域の決所下、 な事務のうち、同法第二十条が小山市 は法律第百九十八号)に基づ佐野市及 は市、 は、十三 民生委員法(昭和二十三 栃木市、
十川011~十九011	十川011~十九011
今第十号。以下この頃においの法律施行令(平成十八年政生活を総合的に支援するためび障害者の日常生活及び社会において「法」という。)及 律第百二十三号。以下この頃な社会生活の法律(平成十七年法 び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法	今第十号。以下この頃においの法律施行令(平成十八年政生活を総合的に支援するためび障害者の日常生活及び社会において「法」という。)及 律第百二十三号。以下この頃るための法律(平成十七年法 び社会生活を総合的に支援す 十七の三 障害者の日常生活及 略



①~四十三 略の の く事務のうち、次に掲げるもて「政令」という。) に基づ

□十□~□十□ 盎

| | | 十九6回 器

く事務のうち、次に掲げるも法の施行のための規則に基づいて「政令」という。) 及び百二十四号。以下この項にお行令(昭和三十九年政令第二及び父子並びに寡婦福祉法施百二十九号。以下この項にお百二十九号。以下この項にお申礼法(昭和三十九年法律第

(一) (一) と

請の受理等いて同じ。)の貸付けの申れる資金を含む。次号にお定により当該資金とみなさ(法附則第六条第二項の規の規定による資金

く事務のうち、次に掲げるも法の施行のための規則に基づいて「政令」という。) 及び百二十四号。以下この頃にお行令(昭和三十九年政令第二及び父子並びに寡婦福祉法施百二十九号。以下この頃にお百二十九号。以下この頃にお年人 母子及び父子並びに寡婦

・) の貸付けの申れる資金を含む たにより当該資金とみなさ (法附則第六条第二項の規第二項の規定による資金

請の受理等。)の貸付けの申

 200 (2010) 12/J10	1004	· · ·		-571/00	
十人の二~二十の二 略 田等 中の む。) の資付けの申請の受験を発二項の規定による資金を合としませる。 大のものに限る。) なものに限る。) よるとのはです。) に現定する以のなってはない。 よることである。 よることである。 よることを表する。 よるとには、 なりにはなる。 よるととなる。 よるととなる。 ないとなる。 よるととなる。 大のことを表する。 大のことを表する。 大のことを表する。 大のとのとなる。 大のとのととなる。 大のとのととなる。 大のととのでは、 大のできるとのできます。 大のとのととなる。 大のであるととなる。 大のできるとのできないできないできないできないできないできないできないできないできないできない			+ × G 1 ~ 1 十 G 1 空 (H) ~ 1 十 G 1 空 (H) ~ 1 で (H) ~		
(一) の(一) と事務のうち、次に掲げるも 例の施行のための規則に基づて「条例」という。) 及び条第三十号。以下この項にない の(昭和三十八年統木県条例 11十の三 栃木県小規模水道条	那 沢町町町市市須ら 市須板原市市市市市市市 市年 新賀町、、、、、、は上、市市、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、		(一) の(一) の(一) の(一) の(一) の(日を) の(日を) の(日を) の(日を) の(日本		
11十1~11十九6川 零			ニュー・ション おり はっぱん こうしょ こうしゅん はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょう はんしょう はん はんしょう しんしょう はんしょう はんしょう しょうしょう しょう		
化に関する法律(平成十年法二十七の四 中心市街地の活性	鹿沼市、 栃木市、		化に関する法律(平成十年法二十七の四 中心市街地の活性	麗沼市	

項の規定による届出の受理のうち、同法第三十八条第二律第九十二号)に基づく事務	塩及大真小日原び田岡山米市 関原はまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	項の規定による届出の受理のうち、同法第三十八条第二律第九十二号)に基づく事務	施及大連 可以及出題 当 当 前 当 当 当 一 、 十
ニナセの王~ニナ丸 略		ニーナナの王~ニナ九 略	
(一) (1) (1) (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	る 許 第 あ 事 に	(一) (一) (十) (十) (十) (十) (十) (十) (十) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	
	華		

(12) 成30 (2010) 平12) 110日 八曜日	m /15 %	Z TK	ラバ 物03 寸
二十九の三 租税幹別措置法	中 限 る も 務 掲 号 の 第 掲 書 の 第 書 る の に げ ま 第 七 っ に 係 る で 十 号 て 限 る 事 に 一 か は ま と は ま と は と は は と は と は と は と は と は	二十九の三 租税幹別措置法	
(一) (一) (一) (一) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (8) (8) (8) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9) (9	限 2 許 第 は め 都 須 町 市 市 須 ら 市 須 板 原 市 市 市 市 市 市 市 も る 事 可 七 、	・の後、できる。のは、いちのでは、いちらいののには、ののは、のいいのでは、は、は、いいのでは、は、いいらい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、といい、とい	須町市市須ら市須板原市市市市市市市市市市でで、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、
二十九の四~三十四 略		ニナ丸の四~三十四 略	
ち、汝に掲げるものめの規則に基づく事務のういう。) 及び条例の施行のた下この項において「条例」と十五年栃木県条例第六号。以三十五 栃木県景観条例(平成	宮 は に げ 一 市市、 ある 号 町、 字 の 事 に の 報 年 路 都 報 第 年 報 て 務 掲 第	ち、汝に掲げるものめの規則に基づく事務のういう。)及び条例の施行のた下この項において「条例」と十五年栃木県条例第六号。以三十五 栃木県景観条例(平成	はににば 一大なる 一大なる 一大 一大 の 中 の 中 に が の 帯 に が の を の を の を の の の の の の の の の の の の の

李 副

- 該各号に定める日から施行する。1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
 - 一 別表第一の二十九の二の項及び二十九の三の項の改正規定 公布の日

申請その他の行為とみなす。 については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用れた申請その他の行為で、施行日以後においては、新条例別表第一の下欄に掲げる市町村のの施行の際現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなさ又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為でこの条例条例(以下「新条例」という。)別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例了この条例(前項第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下同じ。)の施行の日(以出、別表第一の十七の三の項の改正規定及び次項の規定、平成三十一年一月一日

(行政改革推進室)

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正栃木県手数料条例(昭和三十一年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

段 ⊣	溆	松 川 洭	
別表第一(第二条、第二	条、第五条関係)	別表第一(第二条、第三条、第五条関係)	
一	④ 麓		
一~四百八十一の六	备	一〜四百八十一の六 略	
		全確保要配慮者に 四百八十一の七 住 次に掲げる場合のI	
		対する賃貸住宅の 次に定める金額	
		る法律(平成十九 確保要配慮者円3世 供給の促進に関す 1 申請に係る住金	
			工
		要配慮者円滑入居 2 申請に係る住	
		録の申請に対する 入居賃貸住宅のご 賃貸住宅事業の登 確保要配慮者円	
			14
		の一年に一条の生物に	
		大居賃貸任宅の一種保 医配慮 を口い	
		数が四戸を超え-	
			\leq

 $\overline{+}$ 4 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が九戸を超え十 九戸以内の場合 九千六百円 ら 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が十九戸を超え 三十九戸以内の場 <u>但 1 万田</u> □ 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が三十九戸を超 え四十九戸以内の 場合 一万千円 <u> 中</u>請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が四十九戸を超 え九十九戸以内の 場合 一万三千円 ∞ 申請に係る住宅 確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅の戸 数が九十九戸を超 HE 四百八十一の八 住 次に掲げる場合の区 分に応じ、それぞれ 宅確保要配慮者に 対する賃貸住宅の 次に定める金額 1 増加する住宅確 供給の促進に関す る法律第十二条第 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 三項の規定に基づ が四戸以内の場合 く登録事項の変更 の届出(住宅確保 **火百円** 要配慮者円滑入居 2 増加する住宅確 賃貸住宅の戸数を 保要配慮者円滑入 増加する変更に係 居賃貸住宅の戸数 るものに限る。) が四戸を超え九戸 に係る審査 以内の場合 二千

1111年日 g 増加する住宅確 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が九戸を超え十九 戸以内の場合 三 千九百円 4 増加する住宅確 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が十九戸を超え二 十九戸以内の場合 四十四百円 ら 増加する住宅権 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が二十九戸を超え 三十九戸以内の場 勿 五十万円 ら 増加する住宅権 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が三十九戸を超え 四十九戸以内の場 □ 五十十万円 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が四十九戸を超え 九十九戸以内の場 <u>田田十十十</u> 増加する住宅確 保要配慮者円滑入 居賃貸住宅の戸数 が九十九戸を超え る場合 一万千円 四百八十二~五百十七 略 四百八十二~五百十七 略 **霍** 格 **霍** 格

室 三

- ここの条例は、公布の日から施行する。
- 例による。 2 この条例の施行の目前に申請等がなされている事務に係る手数料については、なお従前の

(対書学事課)

桅木県条例第四十三号

る条例の一部を改正する条例栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関す

例(平成二十五年栃木県条例第六号)の一部を狄のように改正する。栃木県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄等に関する条

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正

改 正 後

改 正 消

(求償権の放棄等の承認)

第三条 格

権の放棄等を承認することができる。の再生に資すると認めるときは、当該求償くものであり、かつ、中小企業者等の事業が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づあった場合において、当該求償権の放棄等2 知事は、前項の規定による承認の申請が

- 策定された事業の再生に関する計画に規定する認定支援機関の支援を受けて四 産業競争力強化法第百三十四条第二項
- 再生に関する計画任組合の支援を受けて策定された事業の整備機構が出資を行った投資事業有限責の規定により独立行政法人中小企業基盤五 産業競争力強化法第百四十条第一号

松 盤

(求償権の放棄等の承認)

第三条 格

権の放棄等を承認することができる。の再生に資すると認めるときは、当該求償くものであり、かつ、中小企業者等の事業が次の各号に掲げるいずれかの計画に基づあった場合において、当該求償権の放棄等2 知事は、前項の規定による承認の申請が

- 策定された事業の再生に関する計画に規定する認定支援機関の支援を受けて四 産業競争力強化法第百二十七条第二項
- 再生に関する計画任組合の支援を受けて策定された事業の整備機構が出資を行った投資事業有限責の規定により独立行政法人中小企業基盤五 産業競争力強化法第百三十三条第一号

长 路

室 三

この条例は、公布の日から施行する。

(経営支援課)

栀木県条例第四十四号

例 栃木県都市公園条例及び栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条

(栃木県都市公園条例の一部改正)

ち。第一条 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正す

正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後

改 正 前

(有料公園施設等)

新七条 器

22 器

はいい。 をない。 を記しようとする場合は、この限 を記し、長りとする場合は、この限 と場、ディスクゴルフ場、遊戲施設、教養 が・パラグライダー場(附属設備を合 チック施設、コーラースケート場、ハン チック施設、一万人プール、水上アスレ 月とうとする場合又はフィールドアスレ 陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニン を受けなければならない。ただし、個人で 規則で定める申請書を知事に提出し、許可 別言は、1000円 関上は、2000円 を受けなければならない。ただし、個人で 根別で定める申請書を知事に提出し、計可 (有料公園施設等)

部七条 器

22 器

はない。 瓶設、展望施設、園内移動用施設若しくは と場、ディスクゴルフ場、遊戯施設、教養 か。)、パークゴルフ場、遊戯施設、教養 グ・パラグライダー場(附属設備を合 チック施設、ローラースケート場、ハン チック施設、「万人プール、水上アスレ をやンター 若しくは運動広場を引 を受けなければならない。ただし、個人で 規則で定める申請書を知事に提出し、許可 を持续園施設を利用しようとする者は、

を加え、同部心運動施設の項の次に次のように加える。別表第一の1栃木県総合運動公園の部中「(1) 樋豐番恕」の次に「(趺祗ப帝が))」

(2) 運動施設(武道館)

ア 個人使用の場合

施	設	名	単	位	使用	用者		5用区	区分	午	前	午	後	夜	間
-6	冼	&±+	1	-	高	校	生	以	下		210円		210円		210円
武	道	館	1	人	大				人		430円		430円		430円

イ 団体使用の場合

施設名等	_	使	更用区分	午 前	午 後	夜間
		アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	8, 430円	12,600円	16, 800円
	全	ポーツを 行う場合	入場料等を徴 収する場合	42, 100円	63, 000円	84,000円
	面		入場料等を徴 収しない場合	50, 500円	75, 600円	100,000円

			を 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	252,000円	378,000円	504,000円
			アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	5, 620円	8, 400円	11, 200円
	第 1 送担	2	ポーツを 行う場合	入場料等を徴 収する場合	28, 100円	42,000円	56,000円
	第1道場	3 面		入場料等を徴 収しない場合	33, 700円	50, 400円	67, 200円
			ス か た 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	168,000円	252,000円	336,000円
			アマチュ ア の ス	入場料等を徴 収しない場合	2,810円	4, 200円	5,600円
武道館		1	ポーツを 行う場合	入場料等を徴 収する場合	14,000円	21,000円	28,000円
八旦店		3 面	アマチュ ア以外の スポーツ	入場料等を徴 収しない場合	16, 800円	25, 200円	33,600円
			を 行 う 場 合	入場料等を徴 収する場合	84,000円	126, 000円	168,000円
			アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	5, 620円	8, 490円	11, 100円
	第2道場	全	ポーツを行う場合	入場料等を徴 収する場合	28, 100円	42, 400円	55, 500円
		面		入場料等を徴 収しない場合	33, 700円	50, 900円	66,600円
			を行う	入場料等を徴 収する場合	168,000円	254,000円	333,000円
			アマチュアのス	入場料等を徴 収しない場合	1, 990円	2, 990円	3, 980円
	弓 道 場 (近 的	_	ポーツを行う場合	入場料等を徴 収する場合	9, 950円	14, 900円	19, 900円

射場)	ア以外の	入場料等を徴 収しない場合	11,900円	17,900円	23, 800円
		入場料等を徴 収する場合	59, 700円	89, 700円	119,000円

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前9時から午後1時までをいう。
 - (2) 午後とは、午後1時から午後5時までをいう。
 - (3) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館を団体で使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数(その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数)があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 3 高校生以下が武道館を団体で使用する場合の使用料は、この表に定める額及び2の 規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円 未満の端数(その額が10,000円以上100,000円未満の場合にあつては100円未満の端 数、その額が100,000円以上の場合にあつては1,000円未満の端数)があるときは、当 該端数を切り捨てるものとする。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部別会議室の項を次のように改める。

(3) 会議室等

ア 陸上競技場等

使用区分施 設 名	午前	午後	1 В
陸上競技場会議室	3, 180円	3,960円	6, 850円
野球場(本球場)第1会議室	1,310円	1,530円	2,640円
野球場(本球場)第2会議室	1,310円	1,530円	2,640円
水泳場会議室	1,310円	1,530円	2,640円
サッカー・ラグビー場会議室	1,310円	1,530円	2,640円
テニスコート会議室	3, 180円	3, 960円	6, 850円

イ 武道館

(ア) 会議室

施	設名	使	更用区分	午前	午後	夜間
会	議	室	1	3, 180円	3,960円	3,960円
会	議	室	2	3, 180円	3,960円	3,960円
会	議	室	3	1,310円	1,530円	1,530円
会	議	室	4	1,310円	1,530円	1,530円

(イ) 師範室等

施	部比	n. X	名	使	用	料
師	範	室	1	1時間につき		100円
師	範	室	2	1時間につき		100円
控			室	1時間につき		100円
役	員	控	室	1時間につき		100円

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時まで(武道館の会議室にあつては、午前9時から午後1時まで)をいう。
 - (2) 午後とは、午後零時から午後6時まで(武道館の会議室にあつては、午後1時から午後5時まで)をいう。
 - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時までをいう。
 - (4) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 この表は、陸上競技場、野球場(本球場)、水泳場又はサッカー・ラグビー場を団体で使用する者が当該使用に係る施設の会議室を使用する場合については適用しない。
- 3 やむを得ない理由により午前9時前又は午後9時後に武道館の会議室を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、午前9時前の使用にあつては午前の使用区分、午後9時後の使用にあつては夜間の使用区分に係る使用料の額の4分の1に相当する額にそれぞれ1.5を乗じて得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 4 高校生以下が武道館の会議室又は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び3の規定により得られた額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の会議室又 は師範室等を使用する場合の使用料は、この表に定める額並びに3及び4の規定によ

り得られた額に2を乗じて得た額とする。

ウ 武道館

(ア) 照明設備

設備名	使用区分	全 点 灯	2 / 3 点灯	1 / 3 点灯
第1道場照明設備	1時間	310円	200円	100円
第2道場照明設備	1時間	200円	_	_
近的射場照明設備	1時間	20円		_

(イ) 照明設備以外の設備

設				備			名	使	用	料
γ Δ	₩	÷π	/ 些	第	1	道	場	1時間につき		4,760円
冷	房	設	備	第	2	道	場	1時間につき		1,390円
10公	Ħ	≑ 几	/ 世	第	1	道	場	1時間につき		5, 450円
暖	房	設	備	第	2	道	場	1時間につき		1,740円
				第	1	道	場	1時間につき		5,510円
放	送	設	備	第	2	道	場	1時間につき		1,010円
				近	的	射	場	1時間につき		1,010円

別表第一の1栃木県総合運動公園の部③附属設備の項備考に次のように加える。

- 4 高校生以下が武道館の照明設備又は照明設備以外の設備を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 5 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の照明設備 又は照明設備以外の設備を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び4の規定 により得られた額に2を乗じて得た額とする。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部(備品の項を次のように改める。

(5) 備品

ア 武道館

品 目	単位	使	用	料	備	考
-------------	----	---	---	---	---	---

移 動 式	第1道場		1時間につき	250円	_
電光掲示板	第2道場		1時間につき	250円	_
	第1道場	1回	3,160円		
フロアシート	第2道場	1回		1,970円	翌日にわたつては使用する ことができない。
	近的射場	1回		50円	

イ その他の施設

品目	単	位	基準額又は 使 用 料	備	考
コインロッカー	1	口	20円	翌日にわたつては利用し、 ができない。	又は使用すること

備考

- 1 高校生以下が武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額を2で除して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。
- 2 入場料等を徴収して武道館を団体で使用する者が当該使用に際し武道館の備品を使用する場合の使用料は、この表に定める額及び1の規定により得られた額に2を乗じて得た額とする。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部中「(5)」を「(6)」に改める。

(栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正)

ル、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競

技場、栃木県立県南体育館のメインアリー

ナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しく

のように攻正する。第二条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次

正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改

改 正 後	改 旧
(英用の指向)	(利用の祚戸)
第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施	第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施
設、附属設備及び器具(以下「施設等」と	設、附属設備及び器具(以下「施設等」と
いう。)を利用しようとする者は、あらか	いう。)を利用しようとする者は、あらか
じめ知事の許可を受けなければならない。	じめ知事の許可を受けなければならない。
ただし、栃木県体育館の本館―――――――――――――――――	ただし、栃木県体育館の本館、武道館若し
くは別館の競技場、弓道場若しくはプー	くは別館の競技場、弓道場若しくはプー

ル、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競

技場、栃木県立県南体育館のメインアリー

ナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しく

でない。 利用しようとする者については、この限り条において「特定施設」という。) を普通ル館のプール又は栃木県体育館分館(第八しくはトレーニング室、栃木県立温水プーはトレーニング室、栃木県立県北体育館の

別表 (第10条、第13条関係)

- 1 栃木県体育館の利用料金の基準額
 - (1) 運動施設
 - ア 普通利用の場合
 - (ア) 本館 及び別館の競技場 並びに弓道場

略

- (1) 略
- イ 専用利用の場合
 - (ア) 略
 - (1) 略
 - (<u>f)</u> 弓道場 (<u>イ)</u>の表と同じ。
 - (エ) 略
- (2) (3) 略

備考

- 1 2 略
- 3 やむを得ない理由により午前9時 前又は午後9時後に本館______若 しくは別館の競技場若しくは弓道場 (以下「本館競技場等」という。) 若しくはプールを専用利用する場合 又は会議室を利用する場合の利用料 金の基準額は、当該午前9時前又は 午後9時後の利用時間1時間につ き、次に掲げる額にそれぞれ1.5を 乗じて得た額とする。この場合にお いて、その額に10円未満の端数があ るときは、当該端数を切り捨てるも のとする。
 - (1) (2) 略
- 4 · 5 略

 $2 \sim 7$ 略

でない。 利用しようとする者については、この限り 条において「特定施設」という。) を普通 ル館のプール又は栃木県体育館分館(第八しくはトレーニング室、栃木県立温水プー ストンアリーナ、サブアリーナ、武道場若はトレーニング室、栃木県立県北体育館の

別表 (第10条、第13条関係)

- 1 栃木県体育館の利用料金の基準額
 - (1) 運動施設
 - ア 普通利用の場合
 - (ア) 本館、<u>武道館</u>及び別館の競技場 並びに弓道場

略

- (1) 略
- イ 専用利用の場合
 - (ア) 略
 - (イ) <u>武道館の競技場</u> (ア)の表と同じ。
 - <u>(ウ)</u> 略
 - <u>(エ)</u> 弓道場 <u>(ウ)</u>の表と同じ。
 - (オ) 略
- (2) (3) 略

備考

- 1 2 略
- 3 やむを得ない理由により午前9時 前又は午後9時後に本館、武道館若 しくは別館の競技場若しくは弓道場 (以下「本館競技場等」という。) 若しくはプールを専用利用する場合 又は会議室を利用する場合の利用料 金の基準額は、当該午前9時前又は 午後9時後の利用時間1時間につ き、次に掲げる額にそれぞれ1.5を 乗じて得た額とする。この場合にお いて、その額に10円未満の端数があ るときは、当該端数を切り捨てるも のとする。
- (1)・(2) 略
- 4 · 5 略
- $2 \sim 7$ 略

温 弦

る日から施行する。この条例は、平成三十一年十一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、規則で定め

(都 上 整 備 課)

栀木県条例第四十五号

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正栃木県建築基準条例(昭和五十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

改 正 後

対する適用の除外) (階避難安全性能を有する建築物の階等に

第八条 略

及び第四十一条の規定は、適用しない。 八条、第二十条、第三十一条は、次条、第九条、第十六条第一項、第十倍避難安全性能を有する建築物については、令第百二十九条の二第三項に規定する全

(避難経路の確保)

第九条法別表第一い欄一項、二項又は四項 に掲げる用途に供する特殊建築物で、これ らの用途に供する部分の床面積の合計が干 平方メートルを超え、地階又は三階以上の 階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火 構造又は令第百八条の三第一項第一号イ及 び口に掲げる基準に適合する構造としたも のの避難階における屋内の階段(避難階か ら直上階又は直下階のみに通ずる階段を除 く。)から屋外への出口に至る歩行距離が 今第百二十条に規定する数値以下となる出 日の一に至る歩行経路に係る部分(当該部 分から人が出入することのできる便所その 他これに類するものを含む。以下この条に おいて同じ。) は、当該部分とその他の部 分とを耐火構造若しくは令第百八条の三第 一項第一号イ及び口に掲げる基準に適合す る構造の床若しくは壁又は法第二条第九号 のニロに規定する防火設備で令第百十二条 第十三項第二号に規定する構造であるもの で区画しなければならない。ただし、当該

改 正 消

対する適用の染外) (階避難安全性能を有する建築物の階等に

第八条 略

及び第四十一条の規定は、適用しない。 八条、第二十条、第三十一条、第三十九条は、次条、第九条、第十六条第一項、第十個避難安全性能を有する建築物について2、令第百二十九条の二第三項に規定する全

(避難経路の確保)

第九条法別表第一い欄一項、二項又は四項 に掲げる用途に供する特殊建築物で、これ らの用途に供する部分の床面積の合計が干 平方メートルを超え、地階又は三階以上の 階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火 構造又は令第百八条の三第一項第一号イ及 び口に掲げる基準に適合する構造としたも のの避難階における屋内の階段(避難階か ら直上階又は直下階のみに通ずる階段を徐 く。)から屋外への出口に至る歩行距離が 今第百二十条に規定する数値以下となる出 日の一に至る歩行経路に係る部分(当該部 分から人が出入することのできる便所その 他これに類するものを含む。以下この条に おいて同じ。)は、当該部分とその他の部 分とを耐火構造若しくは令第百八条の三第 一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合す る構造の床若しくは壁又は法第二条第九号 のニロに規定する防火設備で令第百十二条 第十四項第二号に規定する構造であるもの で区画しなければならない。ただし、当該 煙設備を設ける場合は、この限りでない。び令第百二十六条の三の規定に適合する排その他これに類するもので自動式のもの及歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備

庸) (防火区画を貫通する風道に設ける防火設

適合するものを設けなければならない。防火設備で今第百十二条第十五項の規定にる部分に法第二条第九号の二口に規定するには、当該貫通する部分又はこれに近接す貫通する換気、瞬房又は冷房の設備の風道第二十一条の規定により区画された部分を第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び

(歩行経路の制限)

- でない。ずれかに該当する階については、この限りなければならない。ただし、次の各号のいる重複区間の長さは、十メートル未満としに共通の重複区間(以下この条においてら各直通階段に至る通常の歩行経路の全てするものの三階以上の階の宿泊室の出口か階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有で令第百二十一条第一項の規定により避難第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物
 - 区面されている階 三項第二号に規定する構造であるものでに規定する防火設備で今第百十二条第十 床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロ イ及び口に掲げる基準に適合する構造の 造若しくは令第百八条の三第一項第一号が、当該部分とその他の部分とを耐火構 ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路 「宿泊室の出口から避難階又は地上に通

22 器

(防火区画)

とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法百平方メートルを超えるものは、当該部分その用途に供する部分の床面積の合計が二に供するもので、階数が二であり、かつ、第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途

煙設備を設ける場合は、この限りでない。び令第百二十六条の三の規定に適合する排その他これに類するもので自動式のもの及歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備

庸) (防火区画を貫通する風道に設ける防火設

適合するものを設けなければならない。防火設備で令第百十二条第十六項の規定にる部分に法第二条第九号の二口に規定するには、当該貫通する部分又はこれに近接す貫通する換気、瞬房又は冷房の設備の風道第二十一条の規定により区画された部分を第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び

(歩行経路の制限)

- でない。ずれかに該当する階については、この限りなければならない。ただし、次の各号のいる重複区間の長さは、十メートル未満としに共通の重複区間(以下この条においてら各直通階段に至る通常の歩行経路の全てするものの三階以上の階の宿泊室の出口か階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有で令第百二十一条第一項の規定により避難第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物
 - 図頂第二号に規定する構造であるものでに規定する防火設備で今第百十二条第十床若しくは壁又は法第二条第九号の二日

 「及び口に掲げる基準に適合する構造の法、当該部分とその他の部分とを耐火構する直通階段に通ずる廊下その他の通路「毎泊室の出口から避難階又は地上に通

11 と

22 器

(防火区画)

とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法百平方メートルを超えるものは、当該部分その用途に供する部分の床面積の合計が二に供するもので、階数が二であり、かつ、第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途

造であるもので区画しなければならない。今第百十二条第十三項第二号に規定する構第二条第九号の二口に規定する防火設備で

造であるもので区画しなければならない。今第百十二条第十四項第二号に規定する構第二条第九号の二口に規定する防火設備で

第三十九条 削除

(防火区面)

については、この限りでない。 ばならない。ただし、消防用自動車の車庫の部分とを準耐火構造の床で区画しなけれ供する場合においては、当該部分とその他第三十九条 建築物の一部を車庫等の用途に

者)は、五十万円以下の罰金に処する。建築物、工作物又は建築設備の工事施工いで工事を施工した場合においては、当該いで工事を施工し、又は設計図書に従わな及は建築設備の設計者(設計図書を用いな違反した場合における当該建築物、工作物、第四十一条又は第四十二条の規定に回十五条まで、第三十七条、第三十八条第五条から第七条まで、第八件第四十八条第五条から第七条まで、第八条

者)は、五十万円以下の罰金に処する。建築物、工作物又は建築設備の工事施工いで工事を施工した場合においては、当該いで工事を施工し、又は設計図書に従わな又は建築設備の設計者(設計図書を用いな違反した場合における当該建築物、工作物当で、第四十一条又は第四十二条の規定にの二から第二十条まで、第二十二条から第二十八条第五条から第七条まで、第八头条

22 容

22 器

密 副

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(無雞點)

栃木県条例第四十六号

栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例を廃止する条例

号)は、廃止する。 栃木県障害者保養センター那珂川苑設置及び管理条例(昭和五十七年栃木県条例第三十六

と 別

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(陣害福祉課)

振木 県条 例 第 四 十 七 号

栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例を廃止する条例

る。 栃木県交通安全教育センター設置及び管理条例(平成七年栃木県条例第六号)は、廃止す

温波

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(警察本部運転免許管理課)